

答申第 84 号

平成14年3月29日

千葉県教育委員会

委員長 篠崎 輝夫 様

千葉県情報公開審査会

委員長 鶴岡 稔男

異議申立てに対する決定について（答申）

平成10年2月27日付け教高第332号による下記の諮問について、別紙のとおり答申
します。

記

平成9年12月2日付けで提起された、平成9年9月30日付け教高第17号の271で
行った公文書部分公開決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

1 審査会の結論

千葉県教育委員会の決定は妥当である。

2 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、千葉県教育委員会（以下「実施機関」という。）が平成9年9月30日付け教高第17号の271で行った「平成8年度秋季総会並びに研究協議会への指導助言について（依頼）」、「平成8年度秋季総会並びに研究協議会への御臨席について（依頼）」及び「平成9年度県立高等学校長会議・研修会日程」（以下「本件文書」という。）の公文書部分公開決定の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立ての理由を要約すると、次のとおりである。

ア 本件請求に係る講師は、実施機関の公務の遂行に必要と判断されたために招請され、講演を行ったのであり、県税による謝金の対象となっていると推測される。講演の中身は個人に関する情報というよりも、公務に関する情報として県民に全容を明らかにすべきである。

イ 公務遂行のために公費で招請した講師名すら明らかにできないことは、公開の妥当・非妥当以前の常識が問われる事項である。

ウ 千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）による廃止前の千葉県公文書公開条例（昭和63年千葉県条例第3号。以下「旧条例」という。）第11条第2号該当性について

異議申立人が研修会等の講師名の公開・非公開の判断について実施機関に見解を問うたところ次のとおりであった。

(7) 管理部総務企画課の見解

研修会等の講師名を公開するか否かは研修会の目的、研修内容、受講対象者等を考慮して個別に判断するが、①公表することが慣行となっているか、②受講者が一

般県民も対象としているか、③研修会の目的、研修内容等から公表に適するかどうか等を考慮して判断する。

(イ) 学校教育部義務教育課の見解

新規採用教員等研修事業は現在教員でない者に門戸を閉ざしているものではない。教育広報や教育要覧では免許法認定講習について掲載している。本講習の目的、内容、受講対象者を考慮して検討すれば公表に適するものであり、旧条例第11条第2号ただし書口に該当すると判断される。

(ウ) しかし(イ)の新規採用教員等研修事業は年齢、学歴等からして限られた人達に対する免許付与のための研修会であるから(ア)の基準からすれば非公開とすべきである。

エ 以上から、実施機関は統一性に欠ける恣意的判断をおこなっている。

オ よって、本件文書に係る部分公開決定処分は取消されるべきである。

3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

(1) 対象公文書及び部分公開決定の理由について

本件異議申立ての対象となっている公文書は、「平成8年度秋季総会並びに研究協議会への指導助言について(依頼)」(以下「本件文書1」という。)、 「平成8年度秋季総会並びに研究協議会への御臨席について(依頼)」(以下「本件文書2」という。)及び「平成9年度県立高等学校長会議・研修会日程」(以下「本件文書3」という。)であり、部分公開決定の理由は次のとおりである。

本件文書1は、千葉県高等学校教頭会(全日制)(以下「教頭会」という。)が平成8年度秋季総会及び研究協議会を開催するに際して高校教育課長に指導助言を依頼した文書であって、当該会議の要項が添付されており、要項には会議の期日、会場、日程のほか、同会議で行われる講演の演題、講師の職名及び氏名が記録されている。また、参考資料として教頭会の研究部会の研究主題も添付されている。

本件文書2は、本件文書1と同じ会議について高校教育課長の出席を依頼した文書であって、本件文書1と同じ要項が添付されている。

本件文書3は、実施機関が平成9年度県立高等学校長会議・研修会の開催に際して作成した日程の一覧であって、会議の次第、研修会の次第と講演のテーマ、講師の氏名が

記録されている。

以上のうち、本件文書1及び本件文書2については要項に記録されている講演の講師の職名及び氏名を、本件文書3については講演の講師の氏名を旧条例第11条第2号の規定により非公開とし、部分公開決定を行ったものである。

(2) 旧条例第11条第2号該当性について

ア 旧条例第11条第2号本文該当性について

旧条例第11条第2号は、個人のプライバシーを最大限に保護するため、広く個人に関する情報について、特定個人が識別され、又は識別され得る情報を非公開としたものである。

「個人に関する情報」とは、思想、信条、職業、学歴、収入、資産、健康状態、病歴、家族関係、生活記録等、個人に関するすべての情報をいうものと解されることから、本件文書1、本件文書2及び本件文書3における講演の講師の氏名は本号本文に該当する情報と認められる。

また、本件文書1及び本件文書2に記録されている講師の職名は、講師の所属大学名が公開されていることから特定個人が識別され得る情報と認められる。

したがって、本件文書1及び本件文書2に記録されている講師の職名及び氏名、本件文書3に記録されている講師の氏名は、本号本文に該当するものと判断した。

イ 旧条例第11条第2号ただし書該当性について

本件文書1、本件文書2及び本件文書3について、何人でも閲覧できるとしている法令はないから、ただし書イには該当しない。

また、本件文書1、本件文書2及び本件文書3に記録されている講演は、公にすることが慣行となっているわけではなく、受講対象者は県立高校の校長又は教頭に限定されるので、不特定多数の者の受講を予定し、公表を予定しているものと認められる等の事情も存在しないので、ただし書ロには該当しない。

さらに、県民の生命、身体、健康、生活等を保護し、公共の安全を確保するために公開することが必要と認められるものではないことから、ただし書ハにも該当しない。

ウ したがって、本件文書1及び本件文書2に記録されている講演の講師の職名及び氏名、本件文書3に記録されている講演の講師の氏名は、旧条例第11条第2号本文に該当し、ただし書のいずれにも該当しないため、公開しないことができる情報であると判断した。

4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件文書を審査した結果、以下のように判断する。

(1) 本件文書について

本件文書は、高校教育課が教頭会から收受した「平成8年度秋季総会並びに研究協議会への指導助言について（依頼）」、「平成8年度秋季総会並びに研究協議会への御臨席について（依頼）」及び高校教育課が県立高等学校長会議・研修会に際して作成した「平成9年度県立高等学校長会議・研修会日程」であって、その構成は次のとおりである。

ア 本件文書1

依頼文、教頭会秋季総会並びに研究協議会要項、教頭会研究部会研究主題

イ 本件文書2

依頼文、教頭会秋季総会並びに研究協議会要項

ウ 本件文書3

県立高等学校長会議・研修会日程

(2) 本件文書のうち、実施機関が非公開とした部分は次のとおりである。

ア 本件文書1及び本件文書2

教頭会秋季総会並びに研究協議会要項の講演の講師の職名及び氏名

イ 本件文書3

研修会で行われる講演の講師の氏名

(3) 旧条例第11条第2号該当性について

ア 旧条例第11条第2号本文該当性について

実施機関が非公開とした部分は、個人に関する情報であって特定個人が識別され、又は識別され得るものであるから、本号本文に該当するものである。

イ 旧条例第11条第2号ただし書該当性について

アで本号本文に該当するとした情報は、法令等の定めるところにより何人でも閲覧できるものではなく、また、法令等に基づく、許可、免許、届出等の際に実施機関が作成し、又は收受した情報で、県民の生命、身体、健康、生活等を保護し、公共安全を確保するために公開することが公益上必要と認められるものでもないことから、

ただし書イ及びハに該当しない。

以下ただし書ロの該当性について検討する。

ただし書ロは、実施機関が作成し、又は収受した情報であって、公表を目的としているものについては、公開することができるとしたものである。

しかしながら、アで本号本文に該当するとした情報は講演の講師の職名及び氏名であり、当該講演が教頭会及び校長会構成員等を対象としたものであることに鑑みれば、公表を目的としているものとは認められないものである。

したがって、講演の講師の職名及び氏名の情報は本号本文に該当し、ただし書のいずれにも該当しないと判断する。

(4) 結論

以上のとおり、本件文書で実施機関が非公開とした部分は、旧条例第11条第2号に該当し公開しないことができるものである。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年月日	処理内容
10. 2. 27	諮問書の受理
10. 7. 27	実施機関の理由説明書の受理
10. 9. 30	審議 (第89回)
14. 1. 23	審議 (第130回)

(参考)

千葉県情報公開審査会委員

氏名	職業等	備考
岩間 昭道	千葉大学教授	
岡部 文彦	弁護士	
鶴岡 稔男	千葉家庭裁判所家事調停委員	委員長
福武 公子	弁護士	
藤井 俊夫	千葉大学教授	

(五十音順：平成14年1月23日現在)